

国民健康保険からのお知らせ

～医療費が増え続けています！医療費を抑えるために健康づくりに努めましょう～

村の一人当たり医療費は、平成14年度から地域差指数が1.00を超えて推移しています。

平成16年度には地域差指数が、高額医療の目安となる1.14を超えました。このような状況から、村では高額医療の原因である糖尿病・高血圧の重症化予防、長期入院者の退院促進を重点項目として医療費の適正化に取り組んでいます。国民健康保険で給付する医療費は、加入者の国民健康保険税によって支えられています。

この大切な医療費の使い方をもう一度考えてみましょう。

<地域差指数の推移>

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
指数	0.985	1.045	1.086	1.168	1.167
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1.016	1.076	1.271	1.104	1.121	1.221

※地域差指数とは…年齢構成の差異を除いて各保険者の一人当たり医療費を比較したもの。

全国の平均値が1.00となり、それを超えると全国平均より一人当たり医療費が高いこととなります。



歩く！健康教室
 冬場の健康づくりとして毎年「歩く！健康教室」を開催しています。
 今年度は11月7日～3月13日まで全18回実施します。参加者の皆さんからは「冬場の運動不足解消に役立った」「運動により体調がよくなった」などの声がありました。



今年度は残りわずかとなっておりますが、来年度も開催する予定です。皆さんの参加をお待ちしています。



健康懇談会

保健師が集落センターなどに訪問し、地区の健康づくり推進員や食生活改善推進員の方に協力をいただきながら、高血圧や生活習慣病、歯周疾患の予防などについて啓発活動を行っています。

平成23年度は全27回開催しのべ600人以上の方に参加していただきました。今年度も3月まで健康懇談会を実施しています。健康を考える良い機会ですので、ぜひご参加ください。

問い合わせ先

住民福祉課 住民福祉班

☎ 64-11471

村では健康づくりのために
 次のような取り組みをしています！



「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.11 高額な外来診療を受ける皆さまへ

高額な外来診療を受けたとき、『被保険者証』や『限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」といいます）』を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

住民税非課税世帯の方は、事前に「減額認定証」の交付を受ける必要があります。（住民税非課税世帯以外の方は事前の手続きは必要ありません。医療機関等へ『被保険者証』を提示してください。）

詳しくは住民福祉課住民福祉班にご相談ください。

高額な外来診療を受けたとき（住民税非課税世帯の場合）



- 「減額認定証」の交付申請に必要なもの
・保険証 ・印かん

※手続きで窓口に来られる方の身分証明が必要となります。

◎『被保険者証』や『減額認定証』を提示すれば、1つの医療機関でひと月に限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

ワンポイントQ&A

【Q1】 高額な外来診療とはいくらのことですか？

【A1】 1つの医療機関や調剤薬局で、ひと月の窓口負担が

- ・住民税非課税世帯の方は8,000円
 - ・住民税課税世帯で1割負担の方は12,000円
 - ・住民税課税世帯で3割負担の方は44,400円
- を超える診療・お薬代のことです。

1つの医療機関や調剤薬局でのひと月の窓口負担がこの金額までにとどめられます。

【Q2】 住民税非課税世帯で「減額認定証」がないとどうなりますか？

【A2】 住民税非課税世帯の方は「減額認定証」を提示しない場合、いったん、12,000円（1割負担の方の外来の限度額）までお支払いいただき、支払った窓口負担と8,000円（非課税世帯の方の外来の限度額）の差額は、後日、高額療養費として支給されます。
※高額療養費は初回のみ支給申請手続きが必要です。（支給申請が必要な方には申請案内が送付されます）